

農地の転用には、許可・届出が必要です

問 農業委員会事務局（農林課内）
☎ 92・7945

農地において、建築物の建設や駐車場、資材置場にする等、農地を農地以外の目的に利用する場合は農地法に基づき許可または届出が必要です。

許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用許可時の計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復命令等の措置がなされる場合があります（農地法第51条）。

罰則規定もあり、違反転用をする個人は3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金。法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます（農地法第64条、第67条）。

農地を転用する際は必ず、農業委員会へ許可申請または届出を行ってください。



お気軽にご利用ください 出前講座

問 総務課 文書法令係
☎ 92・7915 F 92・2084

町では、「役場で取り組んでいることについて詳しく知りたい」「基山のことをもっと知りたい」などの皆さんの要望に応えるため、出前講座を行っています。

▽対象者 町内に居住または通勤・通学する、10人以上のグループ・団体

▽日時 平日の午前9時から午後9時までのうち2時間程度 ※土・日曜日、祝日を希望する場合はご相談ください。

▽場所 町内で申込者が指定する場所

※会場の手配・準備及び参加者への周知などは、申込者が行ってください。

▽費用 講師料は無料です。

※会場費などは申込者の負担となります。

▽講師 役場担当課の職員

▽申込方法 講座開催を希望する日の14日前までに、来庁、郵送またはFAXで、総務課文書法令係に申込書を提出してください。申込書は、窓口や町ホームページから取得できます。

※特定の政治・宗教・営利を目的とする集会は、対象外とします。また、苦情や陳情を目的とする場ではありませんので、ご理解ください。



テーマ一覧



町ホームページ

離乳食教室に参加しませんか

問 基山つ子みらい館 ☎ 92・2305

離乳食の時期には、わからないことや悩むことがたくさんあると思います。「なぜ離乳食の段階を踏まなければならないの?」「食材の選び方や好き嫌いが少ない子に育てるためには?」などの講話を実施します。離乳食がスタートしてから疑問に思うことなど、ご質問ください。お子様もいっしょに参加できますので、月齢が近い赤ちゃんと保護者同士の交流にもなります。この機会にぜひ基山つ子みらい館へお越しください。

▽日時 11月24日（火）
午後1時30分～2時30分

▽場所 基山つ子みらい館子育て交流広場

▽内容 管理栄養士による講話
（調理や試食はありません。）

▽対象 基山町在住の5・6か月児とその保護者

▽持参するもの 子どもノート、筆記用具

☆参加費無料
☆要予約（10人程度）



お墓を継ぐ人がいなくなっても、ご先祖様を大切に守っていく
本福寺「永代供養墓・樹木葬」

ご見学・お申込み受付中

基山駅お車8分 三養基郡基山町大字宮浦2120

【合祀】1名様

11万円～

【個別墓】2名様

99万円～

※初回費用に管理費（全期間）含む ※事務手数料・オプション費用は別途

【永代供養墓販売事務局】 通話料無料（受付 9:00-18:00）

E-タイ 0120-19-9402

東京都千代田区神田錦町3-21 クレスト竹橋ビル3階 ※お預かりした個人情報、資料送付と連絡の目的以外には使用致しません。

年間管理費
0円

継承の心配が
いらない

お墓の管理も
おまかせ

詳しくは
HPから



有料広告

